

## 教職員の退職手当の支給制限処分について

### 1 支給制限処分の内容

令和6年3月9日に交通死亡事故を起こしたため、過失運転致死罪により禁錮1年8月（執行猶予4年）の刑に処せられた元県立特別支援学校講師に対して、香川県職員退職手当条例（昭和29年香川県条例第38号）第12条第1項の規定に基づき、退職手当の全部を支給しないこととする。